

物上保証と連帯保証

(要求と抵抗の狭間)

先月、ある雑誌を読んでいて心が粟だった。そこには、日常生活もままならない70歳の先天的聴覚障害を持った老人が銀行に行った保証行為が有効かどうか争われた事案に対して、東京地裁が有効であると判決を下した顛末が書かれていた。執筆者である山口宏さんという弁護士は、「保証人の行く末は、いつも、保証人の予想を超えて悲惨であり、保証無効のハードルは限りなく高い」と記し、「保証の無効なるものは、徹底的に「開かずの門」であり、特に、銀行が相手のときはそうである」と嘆いていた。

このレポートでも過去に何度か「連帯保証」について触れてきた。その行為の意味や内容をよく理解した上で署名捺印して欲しいと書いてきた。特に、地価下落による担保不足を背景に債権保全を強化したい金融機関の第三者保証人追加要求には応じてはならないと云ってきた。それは、そう云わなければならないほど連帯保証は過酷な制度だからであり、後で問題解決の大きな障害となるからである。そして、この制度をめぐる起こる悲劇は、今この時も数え切れないほど発生しているに違いない。

問題は、保証を求める金融機関の人間でさえ、その法的過酷さを熟知している者は少数であることだ。窓口の融資担当者は、にこやかに微笑みながら、さも簡単な行為のように「そこ」に署名捺印を求める。決して、それがいつか家庭崩壊を招いたり、所有財産全てを失う結果となる「可能性がある」ことなどは説明しない。それは、そんなことさえ知らないか、あるいは知っていても知識レベルに止まっているからだろうか。あるいは、それを云ったら業務が停止してしまうという現実的問題があるからだろうか。

冒頭の先天的障害を持った老人(判決時78歳)は、いかに行く末が悲惨であろうとその持ち家を追われることになる。

つい先日、こんなことが起こった。ある会社(A社とする)が担保に入れたまま所有不動産を関連の別会社(B社とする)の名義に変えた。変えた理由はここでは関係ないので触れないが、変えたことによって予想もしなかった要求が金融機関

から出てきた。B社にA社債務の連帯保証をするように求めてきたのだ。

その理由は、「担保提供者には連帯保証人になって貰うのを原則としている」というものだが、この要求は「はい、そうですか」と簡単に呑める類の要求ではないことは明白だった。B社からすれば、不動産を担保に入れていることと連帯保証することとは全く別物である。

B社がA社の債務のために土地などの物件を担保差入することを物上保証と云う。物件価値の範囲で保証したことと同じことになるからだ。

本件の場合、B社はA社の物件を金融機関に担保に入れたまま取得したのだから物上保証人となることは承知していた。しかし、連帯保証求められるとは思ってもしなかった。連帯保証するとなれば、A社の債務の大きさが問題となる。取得した物件以上の負担が生じる可能性が出てくる。取得物件を失うだけでは済まなくなる。実際、このケースの場合、B社は連帯保証をしてはならないケースだった。A社の債務は、取得物件の価値を大きく上回っていたからだ。

B社は抵抗する。しかし、金融機関も譲らない。話し合いは難航する。しかしこうした場合、結局は「借り手」側が折れることを経験則で金融機関は知っているから金融機関側が折れることはまずない。結論からいえば、この場合も債務者サイドが譲歩して問題の收拾をはかった。いつも中小企業が強いられる悲しい結末だ。

一体、物上保証人は連帯保証人に加わらなければならないというのは正当かつ真っ当な理由だろうか。これも債権保全を強化したい金融機関側の勝手な理由ではないだろうか。

私のわずかな経験から云えば、私自身当時は物上保証人を連帯保証人に加えることを当然のことのように思っていた。今考えてみると、当然のように思っていたのは「そのように教えられてきた」からであり、それ以上でもそれ以下でもなかった。勿論、明確な根拠等なかった。

金融機関は決裁の連続で動いている。一旦、決裁が下りてしまえば、それを覆すことは不可能と違って間違いない。何か交渉事が発生したら、決裁が下りる前に交渉するしかない。金融機関の現場の人間はサラリーマンだ。サラリーマンにそれ以上の期待を持ってはいけない。